

# 中央大学と横山源之助（上）

立花 雄一

---

大学史に  
英吉利法律学校と横山源之助  
英吉利法律学校——東京法学院  
初期『法学新報』（以上，本号）  
七顛八起楼主人（以下，次号）

## 大学史に

英吉利法律学校（一東京法学院）の後身である中央大学は、一九八五年に創立百周年をむかえた。この期に、大学史の発行を企画し、その浩瀚な『中央大学百年史』（二〇〇一年～）数巻はいまなお編纂続刊中である。

大学史はわが国の近代史、教育史の重要な側面を担うものである。それゆえ、その位置はけっして小さくはない。その意味を踏まえてであろう、中央大学史は、実に丹念な出来である。この頃、私はその通史編上巻、および写真集『図説中央大学』（一九八五年刊）の両書を手にする機会をえた。それによると、はやくも中央大学草創期に巣立ち、名をなした者らの名が記載され、たとえば、花井卓蔵、杉村楚人冠、茅原華山、長谷川如是閑らとともに、横山源之助の名も挙げられてある。加えてそれぞれの肖像、著書、業績やがこまかに紹介されてあるのである。

横山源之助については、こう書かれてある。

「横山源之助は、東京法学院に学んだあと毎日新聞の記者となった。社会問題に大きな関心を持ち、代議士島田三郎、実業家佐久間貞一の援助によって貧民の実態を調査し、『日本之下層社会』を著して労働問題に対する人々の関心呼びおこした。そのほか著作として『凡人非凡人』『日本の社会運動』<sup>(1)</sup>や『内地雑居後の日本』などがある。」（「通史編」上巻）。

写真集『図説中央大学』中の横山源之助の紹介箇所もほぼ同文とっていい。このように、同窓の足跡や功績を蒐め、それを大学史に刻んでいることは、そこが教育、研究の場であるならば、な

---

(1) 『日本の社会運動』—横山源之助に『日本の社会運動』という著作はない。『日本之下層社会』の末尾に、附録「日本の社会運動」があるから、おそらくはそれとの混同であろう。

によりも有意義であろう。

## 英吉利法律学校と横山源之助

一九七九年に、私は、『評伝横山源之助』を出した。そのとき、横山源之助が中央大学の前身である英吉利法律学校—東京法学院に学んだことを述べた。だが、同時に、中央大学の卒業生名簿には横山源之助の名がないから、卒業したかどうかは不明であると書き添えておいた。それ故か、『中央大学百年史』通史編上巻、および『図説中央大学』は、典拠文献の一つに『評伝横山源之助』を挙げ、評伝と同様、横山源之助が東京法学院に「学んだ」といいながら、用心深く卒業したとはっていない意味はやはり大きい。大学側がそう記述するには、卒業生名簿を照合した結果であることは疑う余地がない。

私は、かねがね、横山源之助が中央大学の前身に学びながら、果たして卒業したかどうか、気にしてきたが、今度改めて大学側から断を下されたにひとしい。そこで、再度、私は卒業生名簿を確認してみることにした。

すなわち総合卒業生名簿にあたる、昭和三十一年十二月二十日版『中央大学学員名簿』、および昭和三十八年五月二十七日版『中央大学学員名簿』の両方を見たが、いずれにも、やはり横山源之助の名は載ってない。当然のことである。したがって、横山源之助が中央大学の学員（卒業生）とされてないことを、ここで、一先ず確認しておきたい。

ところが、一説には、横山源之助が中央大学の前身を卒業したとしている資料がないわけではないので、どうもその辺りがもう一つ釈然としないのである。そこで、私はこの際横山源之助側の資料と大学周辺の資料とをもう一度できるかぎり溜いなおしてみることにした。その結果、一つ意外な難問がよこたわってあることに逢着した。以下は、その難問に行き着くまでの探索記であり、そこから起きてくる波紋にたいする問題提起である。

まず、横山源之助側の資料からみてみよう。横山源之助は、明治四（一八七一）年二月生れ。明治十九（一八八六）年——この前年富山県でただ一つ創設された中学校である富山県中学校に第一期生として入学する栄をうけながら、一年を修了したのみで——郷里魚津町の友人二、三と上京。そのときのことを、後年こう回想している。「余が初めて東京の地に接したのは今より二十五年前で、即ち十九年二月であつた。間もなく神田三河町附近の職人部落に入つた。皇居御造営起工当時であつたから、四方の職人は東京を目掛けて入り込んだ真最中であつた。三河町又は雉子町附近の往還は、軒を列ねて、木賃宿が立つてゐたのは、今にまざまざと眼に映つてゐる。書生の巢窟たる錦町附近は新開町で、銘酒屋楊弓店の類は、彼方此方に散在してゐた」（『貧街十五年間の移動』明治四十五年二月）。

しかしながら、このときはまだ十五歳の少年であつたから、すぐには法律学校へ入る資格はない。さて、つぎに引用するのは、横山源之助がみずからの学生時代について語っている、唯一の回想文である。

「今より十八七年前、恰かも僕等が神田錦町の、英吉利法律学校に通つて、日夜権利義務に浮

身を窶してゐた時であつた。羽前米沢の男で、明治法律学校を卒業した某といふ男が、代言試験の準備の片手間に、丁度今の法学院大学の前に新聞雑誌縦覧所を開いた。爾うして其処に、同じく明治法律学校生徒で、熊本県の一青年が同居してゐたのである。此の青年は、元気の良い、極めて磊落な男であつたから、僕等は学校往復の途中に、此の縦覧所に立ち寄りて、常に此の青年と議論を上下してゐた。今に瞭然と記憶してゐるが、僕等が此の青年と空語を利いてゐると、其処に同じく此の青年を尋ねて来て居た恐ろしげな顔の、肩の昂つた、二十六七ばかりの男が、傲然と、火鉢の前に坐つて、僕等の議論を聞いてゐたのを記憶して居る。何者か、と此処の主人——米沢の男に聞くと、彼奴は壯士だ、法律も何も知つた奴ぢやない、と一言の下にけなしたので、僕等も壯士といふ言葉に、怖氣を立て、その後は敬遠主義を執つて、時に此の男と会つても、口を利かなかつた……」（「移民界の活動者」(二) 明治三十八年六月)と。

この回想記には、明治二十年代初めの頃のわが国の青年たちの雰囲気 hands に掬うように、よくあらわれている。ようやく国家の前提である、憲法が公布され、国会が開設されたのは、明治二十二、三（一八八九、一八九〇）年である。そのように、まだ近代国家の体制も未熟なら、近代法の整備もほとんどなく、民法の作成すらも進まず、それゆえそれを仏法・英法いずれに範をとってつくられるべきか、そういう議論がいま現実に書生間にすら熱っぽくたたくられてゐる、近代国家成立に参加しようとして、法律学校へ青年たちが殺到してゐた……。なるほど、わが国の初期私立大学は、明治十～二十年代に、ほとんど法律学校から端を発しているように、この頃、若者が青雲の志を抱くということは法律、政治学を学ぶことに他ならなかつた。横山源之助がその一人であつた。そのころ、東京五大法律学校の間で、熱気を帯びた法律討論会が定期的開催され、各校がたがいに鎬を削り合ったという。したがって、英法を代表する英吉利法律学校の生徒である横山源之助らが、仏法を代表する、明治法律学校（＝明治大学）の生徒らと、学校の行き帰り、つまり昼夜を問わず、英・仏法論争を倦みかずにやっていたということであろう。

そういう様子が目に見えるようである。

ここで、回想記がはっきりと、「英吉利法律学校に通つて」いたといつてゐることに意をとめておこう。それから、「今より十八七年前」といつてゐることに。すなわち、十八七年前とは、この回想文が書かれた明治三十八年からいへば、明治二十年初頭頃にあたり、その頃、横山源之助が英吉利法律学校に通つてゐたことになる。

つぎを見よう。

「今から思ふと十三年前、随分古い。／当時自分は、口に権利義務を称へて、妙に伶俐振つた法学書生で、代言試験を受けんとて、準備の為に、谷中の、奥に引ッ込んだ植木屋の一室に閉ぢ籠り、一心に法律書を読んでゐた」、「其の後自分の身も幾變転、弁護士試験を廃めて、牛込市ヶ谷の某禅堂に引ッ込み、変り変りて新聞社に入り」（「回想記（敵弾に殞れたる従軍記者）」明治三十七年十一月）。

これは親交のあつた、日露戦争で殉職した『信濃日報』従軍記者川島順吉（川島浪速の弟）追悼記中の一節であるが、ここに「十三年前」とある。それは明治二十四年頃にあたる。学業を卒えたらしい、喧騒な神田の錦町界隈の学生町を却け、静かな郊外の谷中へひっこんで、代言試験に打ち

込んだ様子が語られてある。ここに、「代言試験」、「弁護士試験」の語があることを記憶しておこう。

また、二葉亭四迷（長谷川辰之助）追懐集である、坪内逍遙・内田魯庵編『二葉亭四迷』（明治四十二年）の中にある、横山源之助の「真人長谷川辰之助」中に、横山源之助が二葉亭四迷の門を叩いた頃の回想があり、同時にいま見た川島順吉回想記とかさなりあう記述が出てくる。

「僕は長谷川君を知つたのはいつごろであつたか、瞭然と記憶がないが、なんでも神田錦町の今井館に下宿してゐた時であつたやうに覚えてゐる。（或は猿樂町の家へ尋ねたことがあつたやうにも思ふ）その頃僕は谷中初音町の植木屋に陣取つて、弁護士試験の下調に浮身を糞してゐた。権利義務に黄いろい嘴を突らしてゐた僕が、浮雲の著作で一躍して大家の名を博した長谷川君を尋ねたのが不思議である」、「僕の希望は、法律家に為るのである。政治家は僕の理想である。小説家に接近しやうなどいふ大それた思想が起つて来ない。——斯くて谷中に引つ込んで弁護士試験の準備に取り掛つたが、法律書は其方退けに小説や宗教書に耽つてゐた」、「当時の僕に取つては多事多忙の試験準備時代に、縁も由縁もない小説家の人物に無限の趣味を持つて来たのが不思議千万である。僕が長谷川君を尋ねたのが、こんな時であつた」

二葉亭四迷が神田錦町の今井館に下宿していたのは、明治二十四（一八九一）年のことである。やはり、このとき、横山源之助は谷中初音町の植木屋の一室を借りながら、弁護士試験に打ち込んでいなければならない身であつたというから、やはり学業を卒えた後でなければならない。そして、ここでは、「弁護士試験」という語のみが出てくる。

以上、横山源之助自身の筆になる回想を見た。これによって、英吉利法律学校在学時代、代言人・弁護士試験専念時代、二葉亭四迷の門を叩いたり、禅堂に流れ着いたりする放浪時代をへて、新聞記者時代へ辿りつく道筋はほぼ判るのであるが、だが、仔細にみると、いずれの回想にも、なぜか、卒業したか否かについては書かれてないのである。一体、それはどういうことであろうか。書き落しということがあることも、勿論考慮に入れなければならないが。ここで、このことをしっかりと記憶しておこう。

さて、つぎに引くのは、郷里の幼少時からの友人であり、市ヶ谷監獄看守長、富山刑務所長などを歴任した、黒田源太郎の私家版『炬辺夜話』（昭和八年刊）中に収められてある、「魚津町の人知らざる横山源之助君」である。まず、巻頭の一節から引く。

「私は年少乍らも、友人某々等と共に君の家に入出入し、常に先輩として指導を受け、亦君の親達にも愛せられた。而して明治三十二年の秋私が上京するに際し、帰省中の君は大に激励し呉れ、且つ上京中君に勧められて、将さに新聞記者たらんとまで熱心したことがあり、私が今日まで拙劣にもせよ、斯うして新聞や雑誌に、或は著書に、思ふところを縦いまゝに物することの為し得るのは、実に当時君に指導された賜のものであると信じる。這回本書出版に際し、魚津では余りに著聞せぬ君を、最も能く知れる私の手に於て、郷土の大人物として、是非言ひ遺して置くべく、散漫な記憶を辿りて、君の輪廓だけなりとも書き綴つたのが本篇である」

以下、ところどころを抽出する。

「君は——故ありて産褥の上より横山家の養子となり、養父伝兵衛は左官職で、技術の善いのと真面目なので、多くの花主を有し、相当の貯蓄も収入もあり、土蔵まで建てて、何不足なく暮らし」、「されど、当時は職人の子なればとて、小学校卒業後、神明町醬油醸造業沢田六郎兵

衛の徒弟に遣はされたが]、「越えて明治十八年四月<sup>(2)</sup>、富山尋常中学校創立されしとき、君を一商店の徒弟として置くよりは、中学校に入れて学問させた方が善いと勧める人があつたので、養父母も漸く承諾し、愈々入学せしむることになった。当時の満足想像するに難くない。」「君は進んで第二年に入るや、三月の試験休暇中の或日、学友岩崎文次郎、大島茂（元五島と称す）の二人と相語らひ、無断退学して東京へ逃げたのである。而して君は英吉利法律学校（後ち東京法学院今の中央大学）に学び、末は弁護士たらんとし、岩崎大島の両氏は攻玉社で海軍兵学校に入るべく準備教育を受くることになったのである。」

そして、「君は明治二十四年三月<sup>(3)</sup>、同校を卒業するまで、熱心勉強し、父も亦学資に事欠かせなかつたが、君も父も卒業せばすぐに弁護士に為り得るものと考へて居たらしい、本人は兎も角、父はさう考へて此処まで若干の遣繰もして、学資を貢いで来た。父が弁護士試験となるや、此年も翌年も翌々年も不合格続き、——」、「斯くて、或年飯田町に下宿してゐた頃、最う弁護士試験に思を絶ち、君の頭にそろそろ貧民問題が芽を出して来たのである、それは彼の家は彼の学資の爲めに終に他人の手に渡し、今は借家住ひを為し、学資も十分送らなくなつたからで、——」

前に見た、横山源之助自身の回想には、微妙に卒業にあたる言葉遣いはどこにもなかつたが、郷友黒田源太郎の回想のみが、いま見たとおり、明瞭に横山源之助の入学校を英吉利法律学校と述べているばかりか、「同校を卒業」といい、その卒業年までも、はっきりと「明治二十四年」といいきっているのである。どういふことになるのであろうか。

いずれにせよ、横山源之助側の、二人の資料によって、横山源之助の英吉利法律学校就学だけは信じてもいい。

## 英吉利法律学校——東京法学院

それなら、つぎに中央大学側の資料をできるかぎりあたりなおしてみなければならない。さきに、中央大学の沿革を見ると、こうだ。

明治十八（一八八五）年の創立から始まる。英吉利法律学校時代（明治十八年九月～二十二年九月）—東京法学院時代（同二十二年十月～三十六年七月）—東京法学院大学時代（同三十六年八月～三十八年八月）—中央大学時代（同三十八年八月～）。

当初、修業年限は三箇年。「年齢十八歳以上ノ男子ニシテ、左ノ試験ニ合格シタル者ハ入学ヲ許ス／作文／読方／書取」。学力は「小学校全科卒業以上」。入学期は九月。東脩金一円、月謝一円、毎月一日納入。授業時間は午後二時から九時まで。明治二十年の入学試験科目は、「第一科<sup>(4)</sup>は国語（仮名交り作文）、漢文（講読白文調点ノ類）、数学（四則、分数、比例）、地理（万国地理）、歴

---

(2) 開校は明治十八（一八八五）年一月二十五日。したがって、入学は四月ではなく、一月。なお、開校時の校名は富山県中学校。現富山県立富山高等学校。

(3) 英吉利法律学校—東京法学院の卒業期は、三月ではなく、七～十一月。

(4) 第一科＝邦法科。第二科＝英法科。

史（万国歴史）、第二科につき、第一科の試験科目以外に英語学の作文、素読（マコーレー氏ヘスチング伝、ギゾー氏文明史）、訳読（スイントン氏万国史）」（『中央大学百年史』）。

横山源之助は十五歳のときに上京。十八歳になるのを待って、英吉利法律学校に入学したにちがいないのだが……。

さて、ここで、中央大学側の資料を確認するため、先日、私が同大の大学史編纂室を訪れたいきさつについて述べておかねばならぬ。卒業如何の確認が第一であるが、在学したかどうかともわかるなら。もしかして、学籍簿その他原資料で残っているものがないとはかぎらないから。それに、卒業生名簿——学員名簿は何に典拠したものであるかなど。

そこで、分明したことの第一は、中央大学は三度の大火（明治二十五年、関東大震災、太平洋戦争空襲）に遭っていて、とくに致命的なことは、明治二十五（一八九二）年四月十日神田猿楽町から出火、五千余戸が焼けた大火のとき、神田錦町二-二にあった同校も類焼し、なにもかも焼いた。したがって、横山源之助にもかかわってくる、草創期当時の関係書類は何も残ってないという。

学籍簿も残ってないなら、それなら、卒業生名簿である——学員名簿は何を根拠につくられたか。それは年々累ねられてきた、卒業生名簿に拠っているという。それが分明となった第二である。

そして、現在残されている、最古の名簿は、明治二十四年九月三日出版の、明治二十四年度第一年度級講義録号外『東京法学院学則』中に載っている、明治十九年第一回卒業から同二十三年七月第五回卒業までの、全卒業生名簿である。つぎに、独立した名簿として最初につくられてあるのが、明治二十七年六月七日発行の『東京法学院院友会々員名簿』である。

ところで、横山源之助が中央大学の前身校を出ているとすれば、かならず、この二つの最古の名簿のいずれかには、名が載っていなければならぬのである。この二つを見た。ところが、答えはやはり否であった。

明治二十四（一八九一）年の第六回卒業生以降は、この年から同校の学内誌として、毎月発行されることになる『法学新報』に、逐年氏名が掲載された。かくして、大学に他に資料がないなら、後は『法学新報』の記事を頼りに、独自に古ボコリを払ってみるほかない。

その報告に入る前に、横山源之助の在学状況について、もう少し確かめる必要があろう。

いつ、就学したか。横山源之助は明治四（一八七一）年二月生まれである。同校の入学資格は十八歳以上であったから、入学したのが十八歳の時なら、明治二十二（一八八九）年九月。そして三年間の修業を了えたとすれば、卒業は同二十四（一八九一）年七月（この年の卒業式は十一月）であったことになる。

ちなみにいえば、法律学校の終業が二十歳であったのは、代言人（弁護士）試験、判事・検事登庸試験の受験年齢が成年の二十歳以上であったことによる。三年間修業、入学年齢十八歳以上というのはそこに合わせてある。

ついでにいえば、十八歳以下の弱年入学も想定できなくもないが、おそらくはそれはなかったろう。なぜなら、官の試験審査は厳格であったばかりでなく、同時に法律学校は官の管理を受けていたし、徴兵猶予に関する提願書類などに生徒の員数など精確に記載されねばならなかったりしたから、草創期であっても、法律学校の規則、運営は意外に整っていたとおもわれる。

横山源之助が十八歳入学，二十歳修了ならば，横山源之助自身の回想，および郷友黒田源太郎の回想ともほぼ合致する。

とすれば，こういう筋道となるのであろうか。すなわち，末は法律家・政治家になることを描き，明治十九（一八八六）年，十五歳で，富山県中学校を一年でとびだし，海軍兵学校を目指す同郷の友人二人とともに上京。十八歳になるのを待って，同二十二（一八八九）年九月，英吉利法律学校に入学し，丁度二十歳の年の，同二十四（一八九一）年七月，三箇年の全課程を修了。そして同年～二十六（一八九三）年頃まで，代言人＝弁護士試験を二，三度失敗する。同二十七（一八九四）年『毎日新聞』入社……。

因みに，中央大学が英吉利法律学校と呼称したのは，創立の明治十八年九月から同二十二年九月までであるから，横山源之助が同校へ入学したのは，同校が十月から東京法学院と校名の変る一ヶ月前であったことになる。したがって，横山源之助が英吉利法律学校時代を回想しているのは嘘ではないことになる。

さらに序でに言葉を添えれば，中途退学という想定もできなくはないが，おそらくそれはなかったであろう。なぜなら，横山源之助や，黒田源太郎の回想にその痕跡がないばかりか，黒田源太郎は，養家横山家は卒業まで学資に事欠かせなかったといいきっている。中退でも，弁護士試験の受験資格はあったけれども。

中退云々に触れたついでに，ここで，この頃の司法の応募資格について，すこし振り返っておきたい。多かれ少なかれ，横山源之助の去就にかかわるところがあるから。

まず，判事検事登庸試験規則（明治二十四年発布）によると，その受験資格に，「判事検事登用ヲ受クルコトヲ得ル者ハ成年以上ノ男子」とある。そして，三項の一に該る者として，その一項に，こうある。

二，文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ有スル者

東京法学院はまさしくそれに該当し，そこの「卒業証書ヲ有スル者」とある。官僚にあらざれば人にあらずの，官僚第一時代にあつて，いわば民側を向いている，代言人＝弁護士試験も判事検事試験規則を規範とし，その下に準じるものであった。

それで，明治十三年五月から同二十六年五月まで施行されていた，改正代言人規則をみると，丁度二十歳に達した志願者は，履歴書を其所轄の検事宛に差し出し，検事はその願書，履歴書を査閲することになっている。さらに，履歴書の書式が指定され，

一，地名身分何某ニ随ヒ何年ヨリ何年迄何学修行何某ニ随ヒ何技術ヲ修行ス

とある。そして代言人試験は，「判事登用試験<sup>(5)</sup>の行はるゝに伴ひ略、同様の方法によりて試験を施すことゝ為」ったという（『日本弁護士史』）。

右の履歴書の書式は，明治二十六（一八九三）年三月から迎える，弁護士法時代になると，さらに厳しくなる。すなわち，

学事

一，何年何月ヨリ何地何某ニ就キ又ハ何学校ニ入り何年何月迄何学ヲ修メ又ハ何学科ヲ卒業ス

---

(5) 明治十八年八月以降。

## ルノ類

一、何年何月ヨリ何官私立学校ニ入り何学科ヲ修業シ何年何月卒業ス其証書写別紙ノ如シノ類  
いずれにせよ、代言人試験時代から弁護士試験時代（明治二十六年以降）へ、受験を累ね続けた  
横山源之助の場合、履歴はどのように書かれたであろうか。

## 初期『法学新報』

さて、ここで、今までに三つの意見が交錯していたことを確認しておく。

- (一) 卒業説（郷友黒田源太郎説）
- (二) いずれとも、明言せず（横山源之助説）
- (三) 卒業否定（中央大学説）

(一) の黒田源太郎説は横山源之助が東京法学院（英吉利法律学校後身）を明治二十四年に卒業とはっきりいっているが、これは伝聞証拠の域を出ない。(三) の中央大学説は、横山源之助の名が学員名簿に載ってないが故にもっとも厳としている。(二) の横山源之助説は、(一) の黒田源太郎の卒業説と、(三) の卒業を認めない中央大学説の中間にあって、いずれともいわず、曖昧である。ここは、やはり大学の権威を素直に認めるのが正しいのであろう。

だが、やはりまだどこか釈然としない。(一) (二) の黒田源太郎、横山源之助説には中退の形跡はどこにもないし、むしろ両説とも同校を了えた方向を歴然として指している。加えて、(三) の中央大学説にも、草創期なるがゆえに、どこかに落ちがなかったかどうか。そして、その頃の修学状態とはどのようなものであったのか等々。かくして、いよいよ、最後の切札である、同校の機関誌『法学新報』（法学新報社）を点検し直してみるしかないことになる。

幸い、『法学新報』は明治二十四（一八九一）年四月から発刊されている月刊誌であり、横山源之助卒業年に、もっとも可能性のある年からはじまっている。勿論前後一、二年のずれは考慮に入れなければならぬ。二十四年以前は、明治二十四年度第一年級講義録号外『東京法学院学則』中にある、明治十九年第一回卒業～同二十三年七月第五回卒業全名簿に頼るしかなく、その中に、横山源之助の名がないことは前に述べた。二十四年以降は、『法学新報』に載せられた逐年卒業者名が学員名簿の原資料となっているから、その原資料から濯い直してみようというわけである。

ところが、『法学新報』を手にするや、明治二十四（一八九一）年早々から、はやくも合点の行かぬ難問に直面したのである。順を逐って話すが、前にも述べたように、明治二十四（一八九一）年は、横山源之助が卒業している可能性の最も高い年である。このことをなによりも念頭に置いておかねばならない。

さて、以下の記事から見て行こう。

『法学新報』第二号（明治二十四年五月二十五日）雑報、「学年試験」の題下に、「東京法学院にては来る六月廿四日より学年進級試験を挙行す受験者は二千五六百人ありと云ふ勉めよや生徒諸氏、勉めよや生徒諸氏」とある。「二千五六百人」と、大袈で掬ったようないい方であるが、それにしても、明治二十年代前期、法曹草創期、一法律学校の生徒数としては相当な数である。各年凹凸があるであろうが、平均八百人余。

そして、『法学新報』第四号（同二十四年七月二十五日）は、同じくその雑報に、「卒業試験」と題し、次のような記事を載せている。

「東京法学院にては去る六月廿四日より英邦両科の卒業試験を挙行せられたることなるが愈々成績も発表したるを以て来る九月中旬には卒業式を執行せらるゝよし因に記す今回の卒業生は英語法科八十九名、邦語法科百九十名にして都合二百七十九名の多きに達せりと云ふ」

続いて、『法学新報』第五号（同二十四年八月二十五日）の雑報を追うと、「東京法学院卒業生」とある見出しの下に、「本年七月東京法学院に於て施行したる卒業試験に及第したる人の姓名を挙げれば左の如し」として、「●英語科」、「●邦語科」に属する、それぞれの氏名が掲載されている。

この中に、横山源之助の名があったか。やはり、なかったのである。念のため、氏名数を勘定してみると、英語科九十名、邦語科百八十九名、合計二百七十九名である。したがって、『法学新報』第四号、第五号の人数に、英語法科、邦語法科、それぞれに一名の出入りがあるが、合計数二百七十九名は変わらない。

ところが、これには、つぎに見るように、追報がもう一つあるのである。すなわち、それは『法学新報』第八号（同二十四年十一月二十五日）にある、雑報「東京法学院卒業式」の、その日の次第を報じる記事の冒頭に、こうある。

「東京法学院にては本月十五日<sup>(6)</sup>をトし本年卒業せし英語法学科卒業生百五名邦語法学科卒業生二百廿八名の人々のために卒業証書授与式を同院構内に於て挙行したり今日の様を記さん…」

英語法学科百五名、邦語法学科二百廿八名、合計三百三十三名である。七、八月発表された、英・邦法科合計二百七十九名とでは、数に大きな距りがあるではないか。

両者を計算してみると、七月英法科八十九名が、今回十一月百五名となり、十六名が増え、邦法科は七月百九十名が、今回二百二十八名となり、三十八名が増え、両科合計五十四名が増加しているのである。この五十四名はほぼ二割の増加に当る。けっして小さくない数であろう。『法学新報』は、その理由について一言も触れていないが、一体どういうことであろう。

少し寄り道になるが、同校は当時試験（卒業）の厳しいことで、名高かった様子である。それは、たとえばこの年六月の卒業試験後、卒業者名を載せている『法学新報』第五号中にある、別の記事が以下のように自讃していることにも現われている。他校の「或講師は落第生の僅少なりしにも拘はらず左も業々<sup>(1)</sup>敷数十名の落第ありしが如く公言し且之を以て同校が試験を厳格ならしめ豪も他の射利的学校の<sup>(2)</sup>擧に倣はさる一証なりと誇言せり先生よ先生は東京法学院に於ては百名に<sup>(3)</sup>垂んとする落第生ありて其不平は随分新聞紙の好材料となりたることを知り賜はすや落第生の自慢は余り出されぬ方がよろしかるべし」と。

この年の卒業試験を受けた者の数、すなわち三ヶ年修了者数は不明ながら、「百名に垂んとする落第生ありて」とは、卒業試験落第者数を指すものであるにちがいないから、卒業試験に百名の不合格者があったと解される。そして「九月中旬に」卒業式を執行する予定を変え、おそらくは再試が行われ、そのうちの五十四名が及第して、十一月十五日の卒業証書授与式にのぞむことができた

---

(6) 明治二十四（一八九一）年十一月十五日。

と理解できるのではないか。

問題はその突然に増えた五十四名の卒業生名である。当然その追加卒業生たちの名が、第一次卒業生名が公表された『法学新報』第五号から卒業式挙行記事を書いた第八号までの、どの号かに載っていないといけない。ところが、それがどの号にも載っていないのである。ついでに、念のため、その後二、三年間の同誌を追って見たが、ついに彼等の名を発見することができなかったのである。

ということは、学籍簿類を火事で焼失し、『法学新報』記載の卒業生名をもって、『中央大学学員名簿』とするしかなかった事情からすれば、明治二十四年十一月第六回卒業生三百三十三名のうち、再試験を受けて及第したと推測される、五十四名の者たちは氏名不詳であるばかりか、ついに卒業生名簿である学員名簿からもすっぱり抜け落ちることになったということであろうか。

因みに、『中央大学百年史』（通史編）の上巻を開くと、「東京法学院も年を越した翌一八九〇（明治二十三）年十一月、第五回卒業式で、卒業証書を授与された者は、邦語法学科二一八人、英語法学科九一人と合計で三〇九人を越え」と書かれ、続けて、「一八九一年一二月の第六回卒業式では、邦語法学科二二八人、英語法学科一〇五人の合わせて三三三人の卒業生を出し」と記述されているから、やはり明治二十四年第六回卒業生数は、追加卒業生五十四名を加えた、三百三十三名が大学公認数とみなされるべきであろう。

——そうすると、この年の五十四名の氏名不詳問題は、今日なお、依然として虚空に浮いたままということになる。

さて、明治二十四（一八九一）年がこのようであるなら、次年以降はどうであるか。調査の手続き上、当然ながら次年以降も同じ仕方であたってみるしかない。

翌明治二十五（一八九二）年第七期卒業式は、同年四月十日の神田の大火で錦町の校舎を焼失したため、七月二十日帝国大学講義室を借りて行われた。『法学新報』第十六号（同二十五年七月二十五日）は卒業式を報じる記事と共に、「今回の卒業生姓名は左の如し」として、名を掲載している。人数の記載がないため、名前を勘定してみると、邦語法学科百五十三名、英語法学科八十七名、合計二百四十名となる。この年の卒業生数は、火事があった故か、前年に較べて九十三人も減っているばかりか、追試らしいものがあった記事も見当らぬし、また前年のような卒業生数の途中発表もされていない。

続いて、明治二十六（一八九三）年第八期卒業式がおこなわれたのは、七月十五日。この日の模様を報じている『法学新報』第二十八号（同年七月二十八日）を見ると、「今回の卒業生は英語法学科廿四名邦語法学科九十九名にして」とある。つまり合計すれば百二十三名である。念のため、卒業生名の数を数えてみると、英語法学科が二十四名で同数だが、邦語法学科は一名少ない九十八名で、合わせれば一名減の百二十二名である。この年も、追試らしいものがあったかどうか、まったく窺い知ることができない。

明治二十四年が三百三十三名、翌二十五年が二百四十名、翌々二十六年が百二十二名と大巾に減っている。そして、この二十五年、二十六年の、二百四十名、百二十二名の、卒業生名のいずれの中にも、横山源之助の名は見出せない。

さて、今見たように、明治二十五年、二十六年の場合、二十六年に卒業生名に一名の減があるの

みで、この両年度にはほとんど問題はない。

とすると、英・邦語法学科合計三百三十三名に卒業証書授与が挙行されたといっているが、名前の発表が両科合せて二百七十九名しかない、つまり五十四名の名前が発表されていない、明治二十四年度のみに問題がのこることになるだろう。

そして、この明治二十四年度の脱落は、そのときも、その後も、『法学新報』誌上、中央大学学員名簿からは勿論のこと、大学史からも忘れられているが、可能ならば、彼らの名誉のため、不詳のままである、五十四名の者たちの名はやはり復活されるべきでなかろうか。

かくして、結果としていえば、横山源之助の場合、明治二十四（一八九一）年が卒業年に該当している可能性が高く、その五十四名の追加卒業者の中に、横山源之助が入っていなかったとはいきれない。とすると、横山源之助は、追加卒業者の一人であるか、それとも三ヶ年修了のみの身分で了ったか、可能性は半々であるということになるのであろうか。横山源之助に復権はありうるだろうか。

このように、卒業試験に躓き、ついで代言人・弁護士試験に回をかさねて落ち、その間には養家の窮迫をみるなど、失意、困苦、放浪の果てに、社会の木鐸たる新聞記者の道にたどりつく。そして、横山源之助自身は政治家、法律家になることから、社会問題の解決のために生きようとする方向へと変様して行くのである。

さて、ここで、『法学新報』探索の報告は了ることになるが、さいごに、横山源之助の夢多き青春時代—学生時代の一端を、近代日本建国の夜明け、法曹草創期の、ある一つの緊張の中から垣間見て、一旦筆を擱こう。

明治二十四（一八九一）年五月十一日、滋賀県大津で、巡查津田三蔵が来日中のロシア皇太子を傷害する、大津事件が起き、日本中を震撼させた。明治天皇さえ京都へ慰問に西幸した。その還幸を、東京法学院は学校総出で奉迎する。そのときの模様を、『法学新報』第二号（明治二十四年五月二十五日）は、「奉迎（東京法学院）」と題して、つぎのように報じている。

「東京法学院にては去る二十二日我<sup>わが</sup>／天皇陛下の御還幸を奉迎するが為め講師院友生徒大凡二千余名各々列を整へて「奉迎」及「東京法学院」と記したる大旗二旒を前後に押立て午前九時錦町同院を発し神田橋より右へ和田倉門を入り桜田門内に至りて／龍駕を奉迎し又た菊池武夫氏は東京法学院々長の資格を以て天機伺の為め参内せり」

この「二千余名」の中に、波瀾多き、だが、当時はまだ翳のない、「妙に伶俐振つた法学書生」であったという横山源之助がいたかどうか。

生麦事件その他生臭い事件がたえなかった幕末期の民族的ヒステリー時代ではないが、居留地、治外法権、その他、不平等条約を負わされ、まだ半独立国家並であった、それゆえにみずからの国を、この事件を裁きうるような、近代法国家に築きあげねばならぬ、そういう若々しい使命感や、緊張感や、危機感を共有しつつ、そして「口に権利義務を称へ」、民権思想を追い求めながら、法律学校へ押し寄せていた横山源之助らはやがていくつもの狭い門にぶつかり、おのがじおのれの道を探し求めて行かねばならぬ時代をむかえていたのだということであろうか。（つづく）

（たちばな・ゆういち 横山源之助研究家、元法政大学大原社会問題研究所所員）